

令和6年10月22日
島根県地域振興部交通対策課
担当者 曳野・中田
TEL 0852-22-5100

自転車に関する改正道路交通法施行に伴う街頭啓発の実施 について

11月1日から、自転車運転中の携帯電話の使用などに対する罰則を強化する改正道路交通法が施行されるのを前に、関係機関が連携して、街頭啓発活動下記のとおり実施します。

記

1 日時

令和6年10月31日（木）

午前7時40分から午前8時20分までの間

2 場所

松江市西川津町

松江川津郵便局前交差点付近等

3 参加機関

島根県、島根県警察本部、松江市、松江警察署

4 実施内容

自転車利用者等にチラシを配布するなどの啓発活動を行います。

5 その他

天候により中止する場合があります。